AppleCare Protection Plan 規約

スタートではないは、アップルコンピュータ株式会社(以下「アップル」)が定めた規約について(株)ピーシーデポコーポレーションがiPod・AppleTVに関する記載を除き、お求めいただいたMac(コンピュータ)に関する内容に限定・抜粋したものです。

全文はアップルHP「http://images.apple.com/legal/applecare/docs/AppleCare_Protect_Plan_Japan.pdf」にてご確認いただけますのでご確認ください。

現的 お客様のAppleCare Protection Plan(以下「APP」といいます)、(以下本規約においてそれぞれを「本サービス」といいます) は、以下の通りとし、お客様と〒163-1480東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティタワーに所在するアップルコンピュータ株式会社(以下「アップル」といいます)の契約条件となります。本規約に従い、お客様の本サービスは以下の通りとなります: (i) AppleCare Protection Plan登録書(以下「本サービス登録書」といいます)に記載されているアップル製品および当該製品のオリジナルパッケージに含まれているアクセサリ(以下「対象機器」といいます)に関する瑕疵の保証、ならびに(ii) 対象機器に関する電話およびWebサイトでのテクニカルサポー ト。本サービスの期間(以下「対象期間」といいます)は、お客様の本サービス登録書に記載の日に終了します。

1. 修理サービス

1. **停程リー**に入 **a. 対象範囲** 瑕疵に関するサービスの提供期間は、お客様の対象機器に関するアップルハードウェア保証期間の満了日の翌日に開始し、対象期間の終了を もって終了します(以下「修理対象期間」といいます)。アップルは、部品および役務の両方を提供しますが、以下に記載の通り、お客様自身で容易に修理 可能な部品についてはお客様に交換をお願いする場合があります。アップルは、新品の部品から製造されたものか、再生部品から製造されたものか、使用可 能な中古部品から製造された交換用製品および部品を提供することができます。この交換用製品および部品は、不具合製品または部品と機能的に同等とし、 本サービスの残存保証期間が適用されます。不具合部品および製品は、アップルの所有物となります。アップルは、お客様が対象機器の修理サービスを利用 する前に、対象機器に保存、記録されているデータおよびソフトウェアをバックアップとして記録することを強くお願いいたします。

(i) APPにおいて、対象となるMac mini、Mac ProまたはMacBook Proコンピュータと同時にアップル製のディスプレイを購入し、本サービスに加入され た場合は、対象機器および1台のアップル製ディスプレイが本サービスの対象となります。対象機器に付属する(またはMac miniと共に購入された)アップル製のマウスおよびキーボードもAPPの対象となります。お客様が所有し、対象機器と一緒に使用するAirMac Extremeカード、AirMac Expressおよび AirMac Extreme ベースステーション、Time Capsule、アップル製のDVI-ADCアダプタ各1台、Apple RAMモジュールならびにMacBook Air SuperDriveもAPPの対象となります。修理対象期間中、対象機器または上記記載のその他対象アイテムに関する材質および製造上の瑕疵がある場合、アッ プルは、アップルの選択により、対象アイテムを修理するか、または代替製品と交換します。

b. 制限 本サービスは以下のいずれかの事項を対象としていません:

- b. 制限 本サービスは以下のいずれかの事項を対象としていません:
 (i) 対象機器の設置、取り外し、または廃棄、あるいは非対象機器(アクセサリ、付属品、または外付けモデムなどのデバイス)または対象機器の外部の電気サービスの設置、取り外し、修理、または保守。
 (ii) 取り扱い上の不注意、誤用、怠慢、乱用(アップルまたはアップル正規サービスプロバイダ以外による不完全なインストール、修理、または保守を含む)、許可されていない改造、不適切な環境(高温度や高温度を含む)、異常な物理的、電気的な圧力または妨害、電力の変動またはサージ、落雷、静電気、火災、天災またはその他外的原因により生じた対象機器への損傷。
 (iii) シリアルナンバーが改変、汚損、または除去されている対象機器。
 (iv) 対象機器と同時に購入したかどうかを問わず、アップル製でない機器を含む対象機器でないデバイスにより生じた問題。
 (v) 本サービスの開始後に制定された、政府機関の法令を遵守するために必要なサービス。
 (vi) 対象機器の修理期間中の代替機器の提供。
 (vii) 紛失した、または盗まれた対象機器。本サービスは、アップルに欠品のない状態で返却される対象機器のみを対象とします。
 (viii) 対象機器に関する表面的な損害。これには、キズ、へこみ、ポート上のプラスチックの破損などを含みますが、これに限定ないものとします。
 (ix) バッテリなどの消耗部品。

- (ix) バッテリなどの消耗部品。 (x) 対象機器に対する予防的な保守
- (X) 対象機器に対するアゆ的は味ず。 (xi) 対象機器に保存、記録されているソフトウェアまたはデータの一切に関する損害や損失。アップルは、修理または交換サービスを提供する場合、対象機器の最初のソフトウェア設定およびその後のアップデート版リリースの再インストールを行うために合理的な努力を払うものとしますが、対象機器に最初に含まれていないが交換される機器には含まれるソフトウェアまたはデータの復元または交換は行わないものとします。

c. サービスオプション

6. リーレス・フェコン アップルは、以下のいずれかまたは複数のオプションで修理または交換サービスを提供します: (i) ほとんどの対象機器の場合、お客様は持ち込みによりサービスを受けることができます。対象機器についてアップル直営店、または、対象機器の持ち込み サービスを提供しているアップル正規サービスプロバイダにお持ち込みください。サービスは、その場で提供されるか、または店舗もしくはサービスプロバ イダが対象機器をアップル修理拠点へ送付して修理される場合があります。お客様は、サービス完了の通知受領後、すみやかに対象機器を受け取っていただ きます。

(ぶ)対象機器の所在地が、日本のアップル正規出張サービスプロバイダの半径80キロ(50マイル)以内であれば、多くのデスクトップコンピュータに対する 出張サービスを受けることができます。アップルは、サービス技術者を対象機器の所在地へ派遣して、修理または交換サービスを実施するか、あるいはサー ビス技術者が対象機器をアップル正規サービスプロバイダまたは修理拠点へ送付して修理します。当該対象機器がアップル正規サービスプロバイダまたはア ップル修理拠点で修理されると、アップルは、修理サービス後お客様の所在地へ当該対象機器を返送する手配をします。約束の時間にお客様が不在の場合、 追加料金を頂くことがあります。

出張サービスがご提供できる地域は、アップルが定める地域となります。一部離島やサービス拠点から遠隔地などは対象とならない場合がございます (iii) ほとんどの対象機器の場合、お客様はビックアップ&デリバリー修理サービスを受けることができます。アップルがお客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスを受けることができます。アップルがお客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスの対象となると判断した場合、アップルの指定業者が対象機器を引き取りに伺います。サービスが完了すると、アップルは、アップル正規サービスプロバイダまたは修理拠点より対象機器をお客様に返送します。すべて指示通りの場合、アップルは、お客様の所在地からの往復の送料を負 担します。

(iv) 多くの対象機器の部品の場合、Do-It-Yourselfサービス(在宅自己交換修理)を利用でき、お客様はご自身の製品の修理を行うことができます。

(IV) 多くの対象機器のお品の場合、Do-It-Yourselfサービス(在宅自己交換修理)を利用でき、お各様はこ自身の製品の修理を行うことができます。
Do-It-Yourselfサービス(在宅自己交換修理)の利用にあたっては、以下の条件が適用されます。
(A) 不具合部品が要返却部品の場合 アップルは、交換用部品の小売価格および該当する送料の保証のためにクレジットカード認証を求める場合があります。クレジットカード認証を行えないとき、Do-It-Yourselfサービス(在宅自己交換修理)は利用できない場合があり、その際、アップルは代替サービスを提供します。アップルは、お客様に交換に関する説明書と不具合部品の返却条件とともに送付します。お客様が指示に従っている場合、アップルは、お客様に対象と表しまし、お客様には知見な会となっているのでは、ない、お客様には知見な会となっている。

供します。アップルは、お客様に交換用部品を交換に関する説明書と不具合部品の返却条件とともに送付します。お客様が指示に従っている場合、アップルは、クレジットカード認証をキャンセルし、お客様には部品代金とお客様の所在地からの往復の送料を請求しません。指示通りに不具合部品が返却されない場合、アップルは認証金額をクレジットカードにより引き落とさせて頂きます。
(B) 不具合部品が返却不要部品の場合 アップルは、お客様に無料で交換用部品を交換に関する説明書と不具合部品の廃棄条件とともに送付します。
(C) アップルはDo-It-Yourselfサービス(在宅自己交換修理)に関してお客様が負担する人件費について責任を負いません。ご不明な点がありましたら、「AppleCareクイックリファレンスガイド」(以下「本ガイド」といいます)に記載の電話番号までご連絡ください。なお、本ガイドは、本サービスのパッケージに含まれています。アップルは、アップルが修理または交換サービスの提供方法および出張サービス等を含む特定のサービスを受ける対象機器の利用可能範囲をいつでも変更する権利を保持します。サービスは、サービスを希望する国で提供可能なオプションに限ります。サービスオプション、提供可能なサービス部品、および修理や交換に要する時間は、国ごとに異なる場合があります。お客様は、対象機器が存在する国においてサービスを受けられない場合、送料および取扱手数料を負担していただく場合があります。お客様が購入された国以外の国でサービスが必要な場合、お客様は適用されるすべての輸出規制法を遵守し、一切の関税、付加価値税、その他関連する税金および諸費用を負担するものとします。海外でのサービスに関し、アップルは、不具合製品または部品を現地の基準に合致する同等の製品および部品にて修理または交換する場合があります。 致する同等の製品および部品にて修理または交換する場合があります。

d、修理または交換サービスの利用 お客様は、アップルのWebサイトにアクセスするか、本ガイドに記載の電話番号に電話をかけることにより、本サービスに基づくサービスを受けることができます。電話番号は、お客様の所在地により異なる場合があります。Webサイトにアクセスする場合、アップルが提

2. テクニカルサポート

a. 電話およびWebによるサポート テクニカルサポートの提供期間は、お客様の対象機器に関する無償テクニカルサポートの提供期間の満了日の翌日また はお客様の対象期間の開始日のいずれか遅い方の日に開始され、対象期間の終了をもって終了します(以下「テクニカルサポート対象期間」といいます)。 テクニカルサポート対象期間中、アップルは、電話およびWebサイトによるサポートへのアクセスを提供します。本サポートには、ファイルの保存、検索、 管理、システムトン・メッセージの解釈およびハードウェアの修理必要時期の判断を含むインストール、起動、設定、トラブルシューティングおよび修復(-タの修復を除きます)を含みます。

(i) APPにおいて、アップルは、対象機器、アップルのオペレーティングシステムソフトウェア(以下「Mac OS」といいます)、および対象機器にあらかじ めインストールされているアップル製のコンシューマアプリケーション(以下「コンシューマソフトウェア」といいます)に関してテクニカルサポートを提供します。アップルは、Mac OSおよびコンシューマソフトウェアの現行バージョンおよび従前のメジャーリリースに関するサポートを提供しますが、旧バ ージョンに関してアップルが提供するサポートをいつでも変更する権利を留保します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」等のリリースナンバーサポートでは、「1.0」や「2.0」等のリリースナンバーサポートでは、「1.0」や「2.0」等のリリーストンバーサポートでは、「1.0」では、1.0」では、「1.0」では、「1.0」では、「1.0」では、「1.0」では、1.0」では、「1.0」では、1.0」では、「1.0」では、1.0」では

- (b) 制限 本サービスは、以下の項目を対象としていません:
 (i) お客様がサーバベースのアプリケーションとしてMac OSまたはコンシューマソフトウェアを使用している場合。
- -マソフトウェアを使用または改変している場合。
- (ii) か合物がリーバー人のアノリケーションとしてMac OSまたはコンシューマソフトウェアを使用している場(ii) ソフトウェアを最新のバージョンにアップグレードすることによって問題が解決し得る場合。
 (iii) 意図された使用または修正方法以外の方法で、お客様が対象機器、Mac OS、またはコンシューマソフトウ(iv) 他社製の製品、または他社製の製品が対象機器、Mac OSまたはコンシューマソフトウェアに影響を与えるからないとは表には他社会と るかこれらと相互に情報をやりとりする場合。
- (viii) 適用される本サービスの対象となるMac OSとコンシューマソフトウェアを除くアップルのソフトウェア。
- (ix) サーバ用のMac OSソフトウェア。 (x) 「ベータ」、「プレリリース」、「プレビュー」として指定されているMacOSソフトウェア、もしくはその他アップル製のソフトウェア、またはこれらに類似したラベルが付いているソフトウェア。
- (xi) 他社製のWebブラウザ、メールアプリケーション、インターネットサービスプロバイダ(ISP)ソフトウェア、またはこれらを使用する際に必要なMac OSの設定。
- (xii) 対象機器に保存、記録されているソフトウェアまたはデータの一切に関する損害や損失。

c. テクニカルサポートの利用

G. アソーカルマホートの利用 お客様は、本ガイドに記載されている電話番号に電話をかけることにより、電話によるテクニカルサポートを受けることができます。アップルテクニカルサポートの担当者は、お客様にテクニカルサポートを提供します。アップルのサービス提供時間は、本ガイドに記載されています。アップルは、アップルのテクニカルサービス提供時間および電話番号をいつでも変更できる権利を保持します。お客様は、本ガイドに記載のアップルのWebサイトにおいてWebによ るサポートを受けることができます。

ービスに基づくサービスを受けるために、お客様は、以下の全てに従うことに同意して頂きます:

- a. お客様の本サービス契約番号および対象機器のシリアルナンバーを提示すること。 b. 対象機器の問題の症状および原因に関する情報を提供すること。
- c. アップルの指示に従うこと。これには、修理または交換の必要のないアップル製品やアクセサリをアップルに送付しないことなどを含みますが、これらに れらの指示を受けた場合、送付指示に従い対象機器を梱包してくだ
- d. サービスを利用する前に、対象ソフトウェアを最新のリリースレベルにアップデートすること。

4. 責任制限

準拠法が認める最大限の範囲において、アップルならびにアップルの従業員および代理人は、いかなる状況下でも、お客様またはお客様が譲渡された後の所 ・ 有者に対し、本サービスに基づくアップルの義務より生じるプログラムもしくはデータの復元、再プログラミング、もしくは複製、データの機密保持義務の 不履行、またはビジネスの喪失、利益、収入もしくは予想貯蓄の損失等を含む間接または結果的損害に関して責任を負いません。準拠法が認める最大限の範 囲において、本サービスに基づくアップルならびにアップルの従業員および代理人の、お客様およびその後の所有者に対する責任制限は、本サービスへの加 田において、ネサービスに基づくアップルは65にアップルの化学、買いるいい程文の、お各様およいての後の所有名に対する責任制限は、ネサービスへの加入金としてお客様が最初に支払った金額を超えないものとします。アップルは、特に、() プログラムもしくはデータに対して障害や損失を与えることなく対象機器を修理または交換できること、あるいは(i)データの秘密を保持できることを保証しません。 消費者保護の法令の恩恵を受ける消費者に関し、本サービスにより与えられる利益は、これらの法令に基づき提供されるすべての権利および救済に加えたものとします。これらの法令に基づく責任が制限される範囲において、アップルの責任は、アップル独自の選択により、対象機器の交換もしくは修理、または

サービスの供給に限定されます。

5. 解約

<mark>は、いかなる理由においてもいつでも本サービスを解約できます</mark>。解約の際には、本ガイドに記載の電話番号に電話をかけるか、または本サービス契 約番号とともに書面による通知を〒163-1480 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号東京オペラシティタワー、AppleCareサービス&サポート製品事務局に送 付またはFAX (FAX番号0800-1234-622)してください。本サービスの加入の証拠となる書類の写しがお客様の通知に添付されなければなりません。適用さ れる法律に特別な規定がない限り、お客様が本サービス加入日、または本規約の受領日のいずれか遅い方の日から30日以内に解約した場合、本サービスに基 づき提供されたサービスの対価を差し引いた残額がお客様に返金されます。お客様が本サービス加入日、または本規約の受領日のいずれか遅い方の日から31 日日以降に解約した場合、お客様は、本サービスに基づき提供されたサービスの対価を差し引いた金額から(a)酵金期間担当額の10% および(b)本サービス 日目以降に解約した場合、お客様は、本サーは スの対価を差し引い されたサービスの対価を差し引いた金額がお客様に返金されます。アップルが本サービスを解約する場合、お客様は、本サービスの残 存期間に対する期間相当額が返金されます。

6. 本サービスの譲渡

お客様は、対象機器の譲渡に伴って、譲渡通知を〒163-1480 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号東京オペラシティタワー、AppleCareサービス&サポート 製品事務局に送付またはFAX(FAX番号0800-1234-622)することにより、本サービスを譲渡することができます。この場合、お客様の本サービス契約番号 、譲渡される対象機器のシリアルナンバー、本サービスに加入されたことを証明できるもの、および譲受人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを 提示しなければなりません。

7. 一般冬項

- a. アップルは、アップルが負う義務の履行を第三者に請け負わせまたは委任することができますが、その場合、お客様に対する義務からは免責されません。
- b. アップルは、アップルの合理的な支配を超えた事由による本サービスに基づく不履行または履行遅滞に関し責任を負いません。
- c. お客様は、本サービスに基づくサービスを受けるために対象機器に関する予防保守を行う必要はありません。
- を録音します。

f. お客様は、本サービスに基づきアップルに開示される情報またはデータの一切がお客様にとって機密または専有の情報でないことに同意頂きます。また お客様は、アップルがサービスを提供する場合、アップルがお客様の代わりにデータを収集、処理することに同意頂きます。これには、データ保護法がお客様の居住国よりとはいかでないオーストラリア、カナダ、EU、インド、中華人民共和国、および米国等に所在する関連会社またはサービスプロバイダに、お 客様のデータを送信することを含む場合があります

g. アップルは、不法なデータ破壊や不正アクセスまたは不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。お客様は、データ処理に 関してアップルに対して行う指示に責任を負い、アップルは、本サービスに基づくサービスおよびサポート義務の履行に関し合理的に必要なこれらの指示を 遵守することに努めます。お客様が上記に同意されない場合、またはお客様のデータがこの方法で処理されることによりどのような影響を受ける可能性があるかにつきご質問がある場合、アップルの示す電話番号までご連絡ください。

h. アップルは、お客様の情報をURL www.apple.com/jp/legal/privacy/で参照可能なアップルのプライバシーに関するポリシーに基づいて保護します。お 客様がお客様についてアップルが保持している情報へのアクセスまたは変更を希望される場合、URL www.apple.com/contact/myinfoへアクセスしてお客 様の個人コンタクト情報をアップデートするか、privacy-japan@apple.comまでご連絡ください。 i. 注文書その他の書類に、本サービス規約の定めと相反するか、付加的またはその他の条件が記載されている場合、本サービス規約は、かかる条件に優先し

て適用され、本サービスに関するお客様とアップルとの完全合意を構成します。

- j.アップルは、本サービスを更新する義務を負いません。アップルが更新を申し出る場合、料金および条件は、アップルが決定します。
- k. 本サービスに基づき利用可能な紛争解決プロセスはないものとします。
- 1. 本サービスの会計上および法的責任者は、〒163-1480 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティタワーにおけるアップルコンピュータ株式会 社です。
- m. 本サービスの準拠法は、日本法です。
- n. 本サービスに基づくサービスはすべて日本語のみで提供され、お客様は、本サービス規約および関連書類のすべては日本語で解釈されることに同意頂きます。 v.j.3.0